

ひろしま地球環境フォーラム「家庭における省エネ行動の促進専用サイト」協賛規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県が運営する「家庭における省エネ行動促進専用サイト ひろしまエコチャレンジ」(以下「エコチャレンジ」という。)の趣旨に賛同する法人その他の団体(以下「企業等」という。)が、ひろしま地球環境フォーラム(以下「フォーラム」という。)を通じてエコチャレンジに協賛する際に必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 この規程において、協賛とは、企業等がエコチャレンジに対して行う次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 資金協賛 資金(以下「協賛金」という。)の提供
- (2) 物品協賛 物品(以下「協賛物品」という。)の提供
- (3) ポイント協賛 企業等有するポイント制度のポイント(以下「協賛ポイント」という。)の提供

2 協賛物品は、物品協賛を申し出る企業等とフォーラムが協議してその内容を決定する。なお、協賛物品には、当該物品を提供する企業等の名称等を表示できる。

(受付期間)

第3条 協賛の受付期間は通年とする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛の意向を有する企業等は、あらかじめ協賛申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)をフォーラム会長に提出する。

2 フォーラム会長は、申込書の提出があった場合、第9条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し、協賛申込受理書(様式第2号-1、様式第2号-2、様式第2号-3)により、受理する旨を通知するとともに、広島県に対し当該通知の写しを送付する。

(協賛金の振込等)

第5条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、フォーラムが指定する金融機関の口座に振込みの方法により協賛金を一括して納入することとする。

ただし、あらかじめフォーラムの承認を受けた場合は、協賛金を分割して納入することができる。

2 フォーラムが申込者から協賛金を受領したときは、資金協賛領収書(様式第3号)を発行する。

(協賛物品の受納等)

第6条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする企業等は、第4条第2項による通知を受けた場合、フォーラムが指定する方法により、協賛物品を納入することとする。

2 フォーラムが、申込者から協賛物品を受領したときは、物品協賛受領書(様式第4号)を発行するとともに、当該物品を速やかに広島県に引き渡す。

(協賛ポイントの受納等)

第7条 第2条第1項第3号に規定するポイント協賛を行おうとする企業等は、第4条第2項による通知を受けた場合、広島県が指定する者に対しポイント付与のための手続きを行うとともに、当該手続きの完了について広島県に通知することとする。

(協賛金の使途)

第8条 協賛金は、原則として、受理した年度における、エコチャレンジの登録促進及び登録者のポイント還元にあつては経費（これらに付随する経費で必要と認められるものを含む。）に使用し、目的外の用途には一切使用しない。

2 資金協賛を申し出る企業は、申込書において、第4条第2項に規定する協賛金の用途の範囲内で、当該協賛金に係る具体的な購入物を指定できる。

3 フォーラムは、受理した協賛金について、前2項を踏まえ広島県と協議の上具体的な用途を決定するとともに、当該決定に基づき購入した物品等を速やかに広島県に引き渡す。

4 フォーラムは、資金協賛を行った者に対して、当該年度に係る決算終了後速やかに資金協賛報告書（様式第5号）を送付する。

（協賛申込の不受理等）

第9条 フォーラム会長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込書を受理しないものとし、当該申込者に対しその旨、通知する。

(1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、または「エコチャレンジ」を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団の構成員であると認められる者

(3) 法令または公序良俗に反する者

(4) 「エコチャレンジ」について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者

(5) その他フォーラム会長が不適当と判断する者

2 フォーラム会長は、第4条第2項により協賛の申込みを受理された者（以下「協賛者」という。）

が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛受理を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、協賛物品および協賛ポイントを返戻する。

（協賛の特典等）

第10条 広島県は、協賛者に対し、別に定める協賛特典を付与する。

附 則

1 この規程は、平成29年9月8日から施行する。

2 平成29年度の協賛の受付期間は、第3条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から平成30年2月28日までとする。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

協賛申込書

平成 年 月 日

ひろしま地球環境フォーラム会長 様

住所又は所在地

名 称

代表者（役職・氏名）

印

「家庭における省エネ行動促進専用サイト」に次のとおり協賛を申し込みます。

- 1 協賛の形態 資金協賛 ・ 物品協賛 ・ ポイント協賛
(該当する形態を囲んでください。)

2 協賛の内容

(1) 資金協賛

金 額	金 円
納入予定時期	平成 年 月
具体的使途の指定	有 () ・ 無

(2) 物品協賛

品 名	
数 量	
納入予定時期	平成 年 月

(3) ポイント協賛

ポイント名・ポイント数	ポイント・ ポイント分
付与可能時期	平成 年 月

3 連絡先

所属・役職		担当者名	
電 話		F A X	
電子メール			

協賛申込受理書（資金協賛）

平成 年 月 日

様

ひろしま地球環境フォーラム会長

平成 年 月 日付で協賛申込書を提出いただき、誠にありがとうございました。
次のとおり受理することをお知らせします。

金 額	金 円
納入予定時期	平成 年 月
具体的使途の指定	有（ ）・ 無

なお、協賛金については、お手数ですが、平成 年 月 日までに、次の口座に振り込んでください。

【振込先】

広島銀行 県庁支店 普通預金 No.

口座名義：広島地球環境フォーラム 会長

※振込手数料については、恐れ入りますが、協賛者において御負担をお願いします。

【担当者】

氏 名

電話番号

Eメール

協賛申込受理書（物品協賛）

平成 年 月 日

様

ひろしま地球環境フォーラム会長

平成 年 月 日付で協賛申込書を提出いただき、誠にありがとうございました。
次のとおり受理することをお知らせします。

品 名	
数 量	
納入予定時期	平成 年 月

なお、協賛物品については、お手数ですが、平成 年 月 日までに、当フォーラムへ納入してください。

※送料等納入に必要な経費については、恐れ入りますが、協賛者において御負担をお願いします。

【担当者】

氏 名

電話番号

Eメール

協賛申込受理書（ポイント協賛）

平成 年 月 日

様

ひろしま地球環境フォーラム会長

平成 年 月 日付で協賛申込書を提出いただき、誠にありがとうございました。
次のとおり受理することをお知らせします。

ポイント名・ポイント数	ポイント・	ポイント分
付与可能時期	平成 年	月

なお、協賛ポイントを付与する者やその時期等については、広島県から別途御案内しますので、その際にはお手数ですが必要な手続きを行ってください。

【担当者】

氏 名

電話番号

Eメール

様式第3号

資金協賛領収書

平成 年 月 日

様

ひろしま地球環境フォーラム会長

平成 年 月 日付で申込みのあった資金協賛について、次のとおり領収したので報告します。

金 額	円
具体的用途の指定	有 () ・ 無

様式第 4 号
物品協賛受領書

平成 年 月 日

様

ひろしま地球環境フォーラム会長

平成 年 月 日付で申込みのあった物品協賛について、次のとおり受領したので報告します。

物品等の名称	数量	備考
合 計		

様式第5号

資金協賛報告書

平成 年 月 日

様

ひろしま地球環境フォーラム会長

平成 年 月 日付で申込みのあった資金協賛の使途等について、次のとおり報告します。

資金協賛の使途	
資金協賛者名の掲出の内容	
備 考	